

規則施行にともなう暫定処置

第 1 条 別途認定士制度暫定処置施行細則に定める条件を満たす場合、必要書類一式を申請書とともに提出することにより審議会を経て認定士となることができる。

第 2 条 暫定処置期間中の審議会は、理事がこれにあたる。

第 3 条 暫定処置の期間は、本制度発足により2年間（平成 28 年 8 月 28 日より平成 29 年 9 月 末日まで）とする。

一般社団法人 TOUCH

口腔機能リハビリテーション認定士制度暫定措置施行細則

第 1 条 一般社団法人TOUCH認定士制度暫定処置期間における制度施行は、規則に定めた条項以外については、この暫定措置施行細則に基づき運営する。

第 2 条 暫定処置による認定士資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定士申請書を添えて当法人に提出しなければならない。

- (1) 認定士申請書 (様式 1)
- (2) 履歴書 (様式 2)
- (3) 関連職資格を証する書類の写し (コピー)
- (4) セミナー受講記録 (様式3) (**基礎A, 基礎B, アドバンスト, VPF**) (暫定期間中には、別紙のセミナーの互換表により過去のセミナーを現行セミナーに読み替える)
- (5) TOUCHセミナー修了証 (原本)

第 3 条 規則第 8 条、第 11 条に定める手数料は次の各号に定める。

- (1) 認定申請料 5 千円
- (2) 登録料 1 万円

第 4 条 前条に定める認定申請料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 5 条 この細則の改定については、認定審議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

セミナー互換表

読み替え欄に、「基礎A/アドバンスト」とある場合には、基礎Aかアドバンストにいずれかに読み替えることが可能である。ただし、1セミナーを両方の受講歴として読み替えることはできない。

開催年/月	回	セミナー名称	読み替え
2007/12	1	基礎セミナー	基礎A/アドバンスト
2008/7	2	基礎セミナー	基礎A/アドバンスト
2008/11	3	基礎セミナー	基礎A/アドバンスト
2009/5	4	セミナー	基礎A/B/アドバンスト
2009/10	5	TOUCHセミナー	基礎A
2010/5	6	基礎セミナー	基礎A
2010/11	7	アドバンストセミナー	基礎B/アドバンスト
2011/7	8	基礎セミナー	基礎A
2011/8	9	アドバンストセミナー	基礎B/アドバンスト
2011/11	10	基礎セミナー	基礎A